

# フランスにおける工業労働と労働者の身体（1820-1914）

齊藤 佳史

---

はじめに

- 1 産業革命期の労働者の身体をめぐる問題
  - (1) 19世紀前半の公衆衛生学
  - (2) 児童労働者の身体的保護と国家介入
- 2 第三共和政期の社会改革における労働者の身体
  - (1) 労災補償問題
  - (2) 生産現場の安全・衛生問題
- 3 労働者の身体と労働生理学

おわりに

はじめに

フランスの工業化過程において、労働者の身体は社会的にいかん認識され、工業労働を取り巻く社会状況はいかに変化したのか。こうした問題を19-20世紀の労働・社会政策や社会経済思想との関連で把握しようとする試みは、フランス的な資本主義の発展形態を理解するための手がかりを与えてくれるように思われる。

19世紀初頭に開始されるフランスの産業革命は、イギリスと比較すると緩慢に進行した。とはいえ、1830年代以降のフランスでは工業労働者の劣悪な状態が顕在化し、「社会問題」をめぐる支配階層の公的秩序観に影響を及ぼした。ただし、この時期の労使関係への国家介入は部分的なものにとどまっていた。その後、産業革命が完了すると、1870年代から19世紀末にかけてのフランスは、「大不況」の影響下で、農業の低迷、農村工業の解体、繊維業や鉄鋼業の苦境、金融恐慌の発生などを経験する。この時期には、労働組合が合法化された（1884年）結果、雇主への対抗手段としての組合運動や労働争議の急増も見られた。労使対立が階級対立の様相を呈しつつ拡大する状況の下で、第三共和政期の支配階層の間では階級問題が社会秩序を揺るがす脅威として認識されるに至った。19世紀末から20世紀初頭のフランスにおける一連の労働・社会立法の実現、各種の社会改良団体の組織化、社会改革思想の興隆などは、かかる文脈において捉えられる。

本稿は、工業労働をめぐる諸問題への支配階層の対応や、労働者の社会的生存に関わる思想的潮

流に留意しつつ、フランスにおける国家介入と自由主義の関係や、国家と産業界の関係を検討することを目的とする。まず、産業革命期の労働者の健康状態は、同時代の専門家によっていかに認識されたのか。また、産業革命の只中の七月王政期には、経済的自由主義の受容と並行して、児童労働の法的規制が行われたが、児童労働法の成立過程において「自由と規制」の問題はいかに把握されたのか。他方、産業革命完了後の第三共和政期には、労働・社会立法をはじめとする国家介入が展開されたが、当時の社会改革の潮流において労働者の身体はいかに扱われ、国家と産業の関係はいかに反映されたのか。

以上のような問題意識に基づき、まず本稿では、産業革命期の労働者の健康問題に関する公衆衛生学者の認識を検討するとともに、1841年児童労働法を通じた労働規制の意味を当時の思想的潮流の中で捉える。次に、第三共和政期の社会改革の観点から、労働者の身体的保護に関わる問題として、労災補償制度と安全・衛生対策について考察を加える。最後に、19-20世紀の世紀転換期に台頭した労働生理学研究に着目し、労働者の身体と国家介入がいかに連関づけられたかを検証してみたい。

## 1 産業革命期の労働者の身体をめぐる問題

### (1) 19世紀前半の公衆衛生学

19世紀初頭以降、フランスでは産業革命が展開し、工場生産が社会的規模で導入されていった。では、19世紀前半において工業労働者の健康状態はいかに認識されたのか。その手がかりとなるのは、1829年に創刊された『公衆衛生・法医学年報』(*Annales d'hygiène publique et de médecine légale*)である。19世紀初頭における公衆衛生学の高まりを背景として、この雑誌には衛生学者たちの統計調査や実態調査が掲載されていた。とはいえ、当初、職業労働の研究対象とされたのは、工場労働に関わるものではなく、産業革命以前から存在する労働や業種であった。例えば、麻繊維分離作業、印刷業、タバコ製造業、解体処理業などである。これらは、18世紀後半以来、大学の衛生学講座において扱われた研究領域でもあり、産業革命に伴う機械化の流れを反映したものではなかった<sup>(1)</sup>。

こうした中で、ヴィレルメ (L-R. Villermé) の研究は、工場労働者の身体を取り巻く環境に着目した点で画期的であった。医師であり、人文・社会科学アカデミー会員でもある彼は、1835年から1837年にかけて国内の繊維工業地域を視察し、絹・綿・毛織物業に従事する労働者の健康状態に関する研究を発表した。他にも彼は、工場労働者の飲酒癖、工業施設での機械事故、労働者住宅などについて考察を加えている。

労働者の健康を対象とするヴィレルメの調査の背景には、七月王政期に深刻化した都市における「社会的貧困」(*paupérisme*) の問題があった。すなわち、工業化による都市への人口集中に伴い、労働者階級の広汎な困窮状況が「社会問題」として認識され、支配階層はその解決策を模索し始め

---

(1) B.-P. Lécuyer, « Les maladies professionnelles dans les « Annales d'hygiène publique et de médecine légale » ou une première approche de l'usure au travail », *Le mouvement social*, no.124, 1983, pp.45-48.

ていた。貧困現象は、犯罪・擾乱・伝染病といった秩序攪乱要素＝「危険」と結びつけられ、社会的秩序維持の観点から、下層階級の行動様式を規定する集合的な精神の様態を観察し、指導や介入を行うことが提唱された<sup>(2)</sup>。こうした統治権力による「モラル化」(moralisation)の視点はヴィレルメの研究にも顕著に表れている。彼は、工場制度による旧来の親方・職人間の人的紐帯の破壊を指摘するとともに、工場労働者の貧困の主な原因を生活規律の喪失に求めた。具体的には、「飲酒癖」による健康破壊や勤労意欲減退、「予見能力の欠如」による節約精神の欠落、「道徳的退廃」としての性的放縦や同棲関係などである。以上の認識に基づき、彼は貧困問題の解決策を次の点に求めた。一つは、労働者自身の努力による生活規律の回復であり、節約・秩序・品行方正といった観点から、貯蓄金庫・相互扶助組合の拡充や教育の振興が提唱された。いま一つは、労使間の人間性の回復であり、労働者の品性や境遇の改善のために雇主の模範的行為や援助の必要性が強調された。ただし、彼は前者よりも後者に重きを置いていた。労働者は上からの規律化の対象として捉えられ、工場は雇主の監視を通じた労働者のモラル化の場と見做されていたからである。こうした「労働の規律」と「生活の規律」の一体化は、パテルナリズム(paternalisme：経営家父長主義)の基本的特徴をも示している<sup>(3)</sup>。

たしかにヴィレルメは、労働者の生活規律の喪失を工場労働と結びつけ、労使関係における旧来の手工業的秩序を再評価したものの、工業化の抑制や伝統的農村社会への回帰を志向していたわけではない。彼は以下の点から機械化の推進を肯定していた。①従来の手工業生産と比較すると、機械の採用は生産力や生産性を上昇させる。②労力を要する作業や退屈な作業を代替することで、機械は労働者を疲労から解放し、労働条件の改善をもたらす。③イギリスでの機械化の進展に鑑みるならば、国際競争の観点からフランスでも機械制生産は必要とされる<sup>(4)</sup>。したがって、彼の議論において、工場労働の身体的負荷の問題が扱われたり、法制化を通じた労働条件の改善が提言されたりすることはなかった。一方で彼は、競争圧力によって人間の力の限界まで労働が課され、賃金が必要最低限の水準にまで抑制されたことを認めている。しかし他方で、労働者の生活条件が過去よりも改善されていると彼は主張し、貧困問題の解決策としての賃上げを退けた。高賃金は労働者の放埒を助長すると認識されていたからである。彼は、フランス革命期のコルポラシオン(corporation)解体によって創出された自由競争の枠組みを最大限に評価していた。ゆえに、待遇改善に向けた労働者の団結は、他者の自由の侵害や社会的安定への脅威と見做され、成人男子労働者に対する最低賃金や最大労働時間の設定も、雇主と労働者の自由な関係を抑圧するものとして捉えられた<sup>(5)</sup>。唯一の例外として法的規制の対象と認識されたのは児童労働問題である。実態調査の過程で児童労働者の心身の疲弊に衝撃を受けた彼は、児童労働立法の必要性を訴え、児童労働制限と公教育の結合による規律化を目指した<sup>(6)</sup>。

(2) 田中拓道『貧困と共和国』人文書院、2006年、80-83ページ。

(3) 清水克洋『フランス工場体制論』青木書店、1996年、34-35、38-41ページ；阪上孝『近代的統治の誕生』岩波書店、1999年、277-280ページ；W. Coleman, *Death is a Social Disease*, Madison, 1982, pp.247-249.

(4) 清水、前掲書、49-50ページ。

(5) 田中、前掲書、105-106ページ；清水、前掲書、40、57ページ；Coleman, *op.cit.*, p.242.

この時期の公衆衛生学の台頭は、支配階層におけるポリティカル・エコノミーの受容と重なり合っている。七月王政下のフランスでは、デュノワイエ (C. Dunoyer) やバスティア (F. Bastiat) をはじめとする自由放任主義の理論家が活躍し、自由主義経済学者による『経済専門家雑誌』(*Journal des Economistes*) の創刊 (1841年) や「政治経済学協会」(*Société d'économie politique*) の設立 (1842年) が見られた。ポリティカル・エコノミーは、当時の社会状況を次のように認識していた。①現状の社会は、産業の自由によって「進歩」や「文明化」が実現する途上にあり、貧困や不平等は、文明化が十分に実現されていないことの帰結にすぎない。②不平等と階層化の進展は、産業の進歩を阻害するものではなく、その進歩に不可欠である。③産業化に伴う貧困問題は、普遍的権利に関わる問題ではなく、貧民個人の精神的様態に関わる問題である。④モラル化を通じて自己規律や自己責任の精神を貧民の間に浸透させることが「社会問題」への対策として重視される<sup>(7)</sup>。

結局、19世紀前半の公衆衛生学において、成人労働者の身体的状況の改善のために法的規制が検討されることはなかった。公衆衛生学は、現状の経済体制に立脚した公秩序の維持を使命とし、企業の生産活動の障害となり得るような提言には慎重な立場をとり続けた。社会問題に対する国家の関与は最小限にとどめられ、伝統的な宗教的慈善への回帰もまた、革命によって獲得された自由を否認するものと見做された。公衆衛生学がポリティカル・エコノミーによって定められた公的活動の許容範囲を超えることはなかったといえる<sup>(8)</sup>。

## (2) 児童労働者の身体的保護と国家介入

七月王政期のフランスでは経済的自由主義が強力に推進される一方で、1841年には児童労働法 (製作所、工場あるいは作業場で雇用される児童の労働に関する1841年3月22日の法律) が制定された。児童労働者の身体的保護を目的とする同法律は、19世紀前半における労使関係への国家介入としては稀な事例であるが、実際の拘束力は弱かったため、法律の制定と運用の乖離がしばしば指摘されている<sup>(9)</sup>。しかし、法律の提案から成立に至る過程に着目するならば、同法律は「自由と規制」をめぐる問題に関して多くの示唆を与えてくれる。以下では、1841年法において、自由主義経済と国家介入はいかに整合的に理解されたのかという点を中心に考察を進めたい。

まず、児童労働法の提案において最も積極的な役割を演じたのは、アルザス地方の企業家団体ミュルーズ工業協会 (*Société industrielle de Mulhouse*、以下SIMと略記) であった。1827年の定例会で最初の問題提起を行ったSIMは、1837年と1839年に児童労働法制定の請願書を議会と政府に提出した。請願書は過酷な工場労働による児童の健康状態の悪化を訴え、それに歯止めをかけるための

---

(6) なお、彼はイギリスの1833年一般工場法を検討し、児童労働者のリレー制度を導入することによって、成人労働時間の現状維持が可能であると結論づけた。彼は機械化に対応した新たな労働力編成を児童労働制限の先に展望していた。清水、前掲書、44-46ページ。

(7) 田中、前掲書、105-107ページ。

(8) Lécuyer, *op.cit.*, pp.50-51; Coleman, *op.cit.*, pp.305-306.

(9) 例えば以下を参照せよ。C. Heywood, *Childhood in Nineteenth-Century France*, Cambridge, 1988; K. A. Lynch, *Family, Class and Ideology in Early Industrial France*, Madison, 1988.

法律制定の要求を企業家の義務と表現した<sup>(10)</sup>。

児童労働保護の主張の背景には、「労働と生活の規律化」が存在した。すなわち、労使間の没人格的關係を危惧するSIMは、労使協調の実現に向けて、雇主が労働者の生存を保障し、労働者に対して公私両面での模範的行為を示すことを提唱していた。企業での雇主の家父長的役割を重視するこうした見解はパテルナリズムの思想に他ならない。パテルナリズムの具体的表象としての福利諸施策は、工場制生産に適合的な労働者の育成と定着化を目的としていた。雇主による社会的サービスの充実、労働者の規律化と不可分に結びつき、規律化は家庭を梃子として進められた。家庭生活の安定化は、労働者の間に秩序・節約・清潔などの精神を涵養する上で効果的な手段と認識されていたからである<sup>(11)</sup>。

ゆえに、労働者家庭の安定化に生産活動の安定化を重ね合わせていたSIMにとって、健全な児童の育成は家庭再建の思想に合致していた。児童労働者の身体的保護は、将来の良質な成人労働力の安定的供給を保証するものであり、労働力の再生産にとって不可欠であった。さらに、労働者階級の衰弱を抑止する点で、児童労働の制限は公共の利益に沿ったものと見做され、個別企業の活動に対する介入の正当性が認められることになった<sup>(12)</sup>。

SIMが児童労働法制定を提言したのは、社会政策的観点のみによるものではない。SIMによる児童労働制限の提案・請願の時期は、綿工業の不況局面と重なり合っている。当時、児童労働力に最も大きく依存していた紡績業は、機械化によって相対的に高い生産力水準に達していたため、生産過剰に陥りやすかった。そのうえ、ひとたび需給均衡が崩れると、大規模な設備ゆえに生産調整が難しく、生産に関する規制が存在しない状況下で不況は長期化する傾向にあった。たしかにSIMは、社会進歩の原動力を工業に求め、「産業の自由」を信奉していたものの、他方では、自由主義経済学派が提示する自由競争の枠組みに対して批判的態度をとっていた。自由放任主義の経済学者は、生産過剰への対策を講じずに、需給均衡の回復を受動的に待つのみであって、市場の混乱に伴う現実社会の苦難を直視していないと考えられたからである。また、市場経済の規制なき展開を容認する経済体制において、節度ある生産活動を企業家個人の自発性に求めることにも限界があった<sup>(13)</sup>。

かかる文脈において、国家介入による児童労働制限の意義は次のようになる。すなわち、当時一般化していた二重雇用制の下では、児童労働時間の制限が成人労働時間の削減に直結し、仮にリレー制度を導入するとしても、児童労働力調達には限度があったから、結果的には無制限な生産活動に一定の基準を与えることになる。企業に適正な利潤を保障する、公正で安定的な自由競争はいかに創出され得るか。当時の自由放任主義への不満を抱いていたSIMにおいて、児童労働制限の立法

(10) 齊藤佳史「産業革命期フランス・アルザス地方における児童労働問題—1841年児童労働法と企業家—」(『社会経済史学』第64巻第5号, 1999年), 60-62ページ。

(11) 同, 70-71ページ。なお、SIM主導のパテルナリズムの展開については以下を参照せよ。S. Kott, « Enjeu et significations d'une politique sociale: la Société industrielle de Mulhouse (1827-1870) », *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, tome 34, 1987; 齊藤佳史「産業革命期フランス・アルザス地方におけるパテルナリズム」(『土地制度史学』第164号, 1999年)。

(12) 齊藤「産業革命期フランス・アルザス地方における児童労働問題」71ページ。

(13) 同, 72-74ページ。

化は、この問いに対する一つの答えであった<sup>(14)</sup>。

では、児童労働法を推進した他の勢力は、いかなる主張に特徴づけられるのか。まず根拠の一つとされたのは、国家の人材確保の問題である。当時の支配階層の多くは、将来の国土防衛や産業振興の担い手である児童を保護する必要性を認識していた。児童労働制限は「収穫のために種を蒔くこと」であり、かかる観点は自由主義経済学者によっても共有された。例えばブランキ（A. Blanqui）は、徴兵の代償として、若年層に対する身体的保護と教育の利益の保証を主張し、児童労働保護における政府介入の正当性を容認した<sup>(15)</sup>。

他方、議会での法案審議の過程を見ると、児童労働問題における国家介入の積極的根拠は、工業労働者の貧困問題に求められた。すなわち、ポリティカル・エコノミーが貧民個人の精神的様態の問題として貧困問題を捉えたのに対して、議会での法案賛成派は、「農村への工業生産拡大」や「ポリティカル・エコノミーの伸長」に対する批判の文脈で貧困問題を論じた。代表的論者の一人モンタランベール（C.-F. de Montalembert）によれば、農村地帯への工業の導入は混乱・不道德・不幸をもたらす惨禍であり、大規模な工業は貧民とその妻子を不健康な兵営型施設に閉じ込め、ここではあらゆる人間が墮落を余儀なくされる。ゆえに、法案はそれらの危険から児童を守るものである。また、ヴィルヌーヴ＝バルジュモン（A. de Villeneuve-Bargemont）によれば、ポリティカル・エコノミーは、労働生産物の公正な社会的分配を実現せず、市場原理を提示することで、生産競争の激化による賃金引き下げと超過労働を必然化し、労働者の貧困化を引き起こしていると。工場労働者のモラル化のために成人労働時間の制限をも考えていた彼にとって、児童労働を制限する法案は状態改善に向けての「大きな一歩」と見做された<sup>(16)</sup>。

以上の考察より、児童労働者の身体的保護は、将来に向けての人材育成という点では広汎な支持を得ていたといえる。しかしながら、社会的貧困との関連で児童労働制限の問題を捉えるならば、法律の提案から成立に至るまでの過程で首尾一貫した理念が存在したわけではない。法律の提案において最も積極的な役割を演じたSIMが、企業を拠点とする階層的な社会編成や安定的自由競争原理の創出を志向したのに対して、議会での法案賛成派は、農村社会の復興や社会的公正の再建に重きを置いていたからである。ただし、ポリティカル・エコノミーおよび自由放任主義に対する批判的観点が両者の間で共有されていたことは注目に値する。たしかに、七月王政期にはポリティカル・エコノミーが勢力を広げていたものの、他方で支配階層の一部は、伝統的な社会的紐帯の解体を危機と捉え、階層的な社会関係に立脚した中間団体の再編を主張していた。特にフランスでは、18世紀末の市民革命によって団体的編成が理念的に解体され、個人と国家が直接的に対峙する構造が生まれていたから、19世紀には、孤立状態にある諸個人の組織化が新たな社会的課題となっていた。かくしてわれわれは、児童労働法の提案から成立に至るまでの議論を、ポリティカル・エコノミーから分岐して形成された社会経済思想の潮流の中に位置づけることができるであろう。この思想的潮流は「社会的経済」（*économie sociale*）と称され得るものであり、ポリティカル・エコノミーとの

(14) 同、74-76ページ。

(15) L. S. Weissbach, *Child Labor Reform in Nineteenth-Century France*, Baton rouge, 1989, pp.87, 227-228.

(16) 齊藤「産業革命期フランス・アルザス地方における児童労働問題」63-64ページ。

対抗関係に立ちながら、19世紀後半のフランスの社会改革において影響力を獲得していく<sup>(17)</sup>。

## 2 第三共和政期の社会改革における労働者の身体

### (1) 労災補償問題

産業革命が完了した後、第三共和政期のフランスでは、社会変動に伴う階級分化が進行する状況下で、国民の結集に向けた社会改革の一環として、積極的な国家介入が開始された。労働者の身体に直結する労災補償は、労働者の生存保障をめぐる国家と産業界の対抗関係が看取された領域の一つである。1880年代まで、労災補償はパテルナリズムの枠内の企業内福利事業として実施されていたが、個別企業による救済・補償制度は、重度の労災事故に関して限界を抱えていた<sup>(18)</sup>。そうした中で、当時の基幹産業の代表的な業界団体であるフランス鉄鋼協会 (Comité des Forges de France. 以下CFと略記) は、労災補償問題への協同的な取り組みとして、フランス鉄鋼相互保険組合金庫 (Caisse syndicale d'assurance mutuelle des Forges de France. 以下CSAMFと略記) の設立を計画する。

CSAMF設立計画の背景には、国家主導の強制保険制度の導入可能性に対するCF側の以下のような警戒があった。①制度実施に携わる官僚機構の維持費用の負担が産業界に課せられ、工業施設への日常的な行政介入が多様な不都合を生じさせる。②保険掛金に関わる危険係数の決定において、産業界の実情が考慮されない。③保険制度を通じて国家が労使間に介入する結果、従来の労使協調に楔が打ち込まれると。当時の議会では労災補償法案の審議が進行中であり、1888年の下院と1890年の上院での法案では、職業組合による保険組織化の可能性が示されていた。ゆえに、CF会員の間では産業界主導の保険組織を早急に立ち上げる必要性が認識され、1891年のCF総会においてCSAMF設立案は満場一致で採択された。加盟企業の拠出金を基に、CSAMFは重大な労災事故に関して補償金を支給し、軽度の労災事故を対象とする個別企業の補償制度と相互補完的に機能した<sup>(19)</sup>。

以上のような状況下で、1898年労災補償法 (労働において犠牲となる事故の責任に関する1898年4月9日の法律) は、フランスの社会保険制度における一大画期を成している。従来、労災被害者が使用者に損害賠償を請求するためには、民法の不法行為規定に基づき、自力で使用者の過失を立証せねばならなかった。しかし、実際には過失の立証は困難であり、偶発事故の場合には使用者は免責されたため、多くの被害者が補償を得られずに放置されていた。これに対して1898年法は、使用者の過失の有無に拘わらず、労災被害者の損害を填補する義務を使用者側に課した。その根拠とされたのが「職業的リスク」 (risque professionnel) の概念である。すなわち、あらゆる労働はリスクを有し、産業の意志によってリスクが生じているのだから、使用者は自らが作り出したリスク

(17) 田中、前掲書、15-18、109-136ページ; P. Rosanvallon, *L'Etat en France*, Paris, 1990, pp.111-113. 「社会的経済」概念を歴史的に考察した研究として、A. Gueslin, *L'invention de l'économie sociale*, Paris, 1998.

(18) H. Hatzfeld, *Du paupérisme à la sécurité sociale*, Nancy, 1989, pp.111-118; 大森弘喜『フランス鉄鋼業史』ミネルヴァ書房、1996年、182-184ページ。

(19) 齊藤佳史「第三共和政期フランスにおける労災問題」(『歴史と経済』第203号、2009年) 48-49ページ。

から被用者を保護し、労災による被用者の損害の填補責任を負うというものである。無過失責任の認定は、労災事故の原因を「個人の過失」に求める従来の市民法的な解釈からの重要な転換であった<sup>(20)</sup>。

他方で1898年法は、民事責任の一般法の適用を排除し、民法典に基づく損害賠償請求を被用者に対して禁じた。一般法と無過失責任の各々に基づく2種類の請求権を設定すると、補償問題が複雑化すると考えられたからである。この原則によって使用者が負担すべき補償は、「定率填補制」＝「一括補償制」(forfait)の範囲内に限定された。補償額は、治療・葬儀に要する費用と、休業補償金・年金を含む賃金補償から構成され、前者は一定金額、後者は当該被用者の年間賃金や賃金日額に一定の比率を乗じて算定された<sup>(21)</sup>。

こうして、定率填補制の採用によって、使用者は補償額を事前に計算できるようになった。しかし、それは保険制度の強制化を意味するものではなかった。法案の審議過程では強制保険の採用も検討されたが、上院では反対意見が多数を占めた。結果的には、補償の履行の確保を妥協点として任意保険制度が採用され、補償制度は、民間保険会社、共済組合や補償組合、国立災害保険金庫などの多様な組織を通じて担われることになった<sup>(22)</sup>。

第三共和政期の社会改革思想の潮流を考慮するならば、1898年法は連帯主義(solidarisme)との関連で把握され得る<sup>(23)</sup>。19世紀後半にルヌーヴィエ(C. Renouvier)やフイエ(A. Fouillée)などによって哲学的に考察された「連帯」論は、1880年代以降、デュルケム(E. Durkheim)をはじめとする社会学者に影響を及ぼした。さらに、19世紀末のフランスでは「連帯」論が社会改革の実践的教義として語られ始めた。社会改革論としての連帯主義を提唱した代表的人物は、急進派の政治家として1895-1896年に首相を務め、1896年に『連帯』を出版したブルジョワ(L. Bourgeois)である。彼は、利益とリスクの相互化(mutualisation)の原理に「公正」実現のための準拠を見出すとともに、相互扶助組織を通じた将来への備えを諸個人の義務として認識した。労災事故は、社会的リスクとして相互化の適用対象とされ、労災補償法の制定は、社会的リスクに対して集団の保険を組織化する一大契機と見做された。また国家に対しては、リスクの相互化を担う自発的な協同組織を奨励し、その活動を補完する役割が求められた。こうした中で、保険は経済や損害補償に関わる技術となるのみならず、リスクの予見や予防を諸個人に要請する道徳的技術としての機能をも有し、その結果、「リスク」概念を媒介として社会的制御を行う「保険の社会」(société assurancielles)が到来することになった<sup>(24)</sup>。

他方、産業界の視点からの社会運営を提言した社会改革論者たちも、労災補償問題に積極的に関

---

(20) 廣澤孝之『フランス「福祉国家」体制の形成』法律文化社、2005年、91-93ページ。

(21) 加藤智章「フランス社会保障制度の構造とその特徴」(『法学論集(北海道大学)』第35巻第3・4合併号、1984年)456-457ページ。

(22) 同、457ページ。

(23) 連帯主義については以下を参照せよ。田中、前掲書、177-248ページ; M.-C. Blais, *La solidarité*, Paris, 2007.

(24) 齊藤「第三共和政期フランスにおける労災問題」51-52ページ; F. Ewald, *L'Etat providence*, Paris, 1986, pp.180, 372-373.

わった。代表的人物としてシェイソン (E. Cheysson) が挙げられる。ル・プレエ (F. Le Play) の思想<sup>(25)</sup>を継承する彼は、官僚主導の国家管理主義 (étatisme) を排除しつつ、企業内福利制度に社会的機能を与えた。彼は、ポリティカル・エコノミーが立脚する市場経済原理に対しても批判的態度を示し、雇主による労働者の生存保障として「パトロナージュ」(patronage) の実践を唱えた。「パトロナージュ」論は、工業社会の中核としての中間団体を企業 = 「工業家族」に求め、企業内での労使間の「保護と服従」に基づく協調体制と社会平和の実現を目指した。ゆえに、階層的社会関係に立脚した中間団体の再編を志向する点で、それは七月王政期の「社会的経済」思想を継承していた。ただし、私的イニシアティブを重視するシェイソンは、「職業的リスク」を大規模産業に固有の概念として捉え、その法的規定には拘束力を見出さなかった。社会平和の基礎としての労災補償対策は雇主の自発性に委ねられ、保険の担い手は共済組合や地域金庫などの私的任意団体に求められた。したがって、「職業的リスク」と「保険の自由」の両立や相互扶助組織間の連携強化は、彼において労災補償法の貴重な成果と見做された。

このように、ブルジョワとシェイソンの間には、「リスク」概念の射程や保険組織化の意義に関しては隔たりが存在したものの、労災補償制度において、相互扶助原理に基づく自律的な中間団体を志向する点で一致が見られた。階層的な社会関係を前提としない連帯主義は、世紀転換期以降、社会的経済に新たな影響を及ぼしていくことになる<sup>(26)</sup>。

では、産業界は1898年法の制定をいかに受け止めたのか。CFの反応に関して見ると、保険組織の選択が経営者の裁量に委ねられたことは満足すべき結果として受け止められた。CF事務局長ピノ (R. Pinot) によれば、1898年法はCSAMFの構造や機能に本質的な変化をもたらさず、CSAMFの原理を他の事業者にも適用したにすぎなかった。法律制定以前から、CSAMFは労災被害者への補償が自由な組織によって可能であることを実証していた。議会での法案審議の過程でその存在は好意的に取り上げられ、国家による強制保険体制以外の選択肢を認める根拠の一つとされた。ゆえに、鉄鋼業経営者の取り組みは労災補償の国家管理を妨げるのに貢献したと。また、1898年法で採用された定率填補制は、CFにとっても積極的意義を有するものであった。これによって、将来の危険予測の計算や、保険加入による危険の分散が容易になるからである。CFは、定率填補制を支える「一括補償」原理こそが、補償額決定の基礎として労災補償問題全般に影響を及ぼすと考え、1898年法制定後は、その原理を堅持するために議会への働きかけを継続的に行った<sup>(27)</sup>。

## (2) 生産現場の安全・衛生問題

生産現場における安全・衛生問題は予防の観点から把握され得る。まず、安全問題 = 労災防止の

<sup>(25)</sup> ル・プレエおよびル・プレエ学派については以下を参照せよ。B. Kalaora et A. Savoye, *Les inventeurs oubliés*, Seyssel, 1989; 廣田明「フランス・レジオナリズムの成立—ル・プレエ学派における家族、労働、地域—」(遠藤輝明編『地域と国家』日本経済評論社, 1992年); 齊藤佳史「19世紀フランスにおけるパトロナージュと社会運営—ル・プレエとシェイソンを中心として—」(『専修経済学論集』第37巻第2号, 2002年)。

<sup>(26)</sup> 齊藤「第三共和政期フランスにおける労災問題」52-53ページ。なお、連帯主義と社会的経済の関連では、ジッド (C. Gide) の協同組合論も重要である。この点については、Gueslin, *op.cit.*を参照せよ。

<sup>(27)</sup> 齊藤「第三共和政期フランスにおける労災問題」48-49ページ。

領域では産業界主導の組織的な取り組みが見られた。例えば1883年には、企業監察活動や出版活動による労災事故防止を目的として、「全種類の労働者を労災事故から保護するためのパリ企業家協会」が設立された。その後、この協会は「フランス労災事故防止企業家協会」(Association des industriels de France contre les accidents du travail. 以下AIFと略記)と名称を変更し、全国の企業家の結集を目指した。産業界主導の有効な労災防止組織がなければ、将来の国家介入の強化に対抗できないと考えられたからである。事実、政府の側では、1880年代末以降、安全・衛生面での労働者保護を目指す法律が検討され始め、1890年代前半には、労働監察局(Inspection du travail)を通じた介入が制度化された。「工業施設における児童・未成年女子および女子の労働に関する1892年11月2日の法律」は、児童・女子労働者を安全・衛生面で保護することを雇主に義務づけ、法律施行の監視を労働監察官の任務とした。さらに、「工業施設における労働者の衛生と安全に関する1893年6月12日の法律」は、安全・衛生面での保護をすべての工業労働者に適用し、法律の施行状況に関する年次報告書の作成を労働監察官に義務づけた<sup>(28)</sup>。

では、労働監察官はAIFをどのように捉えたのか。当初、彼らはAIFの活動に賛同の意を表明したものの、やがて厳しい批判を向け始めた。例えば、ナンシーの労働監察本部長シャンバール(Chambard)によれば、企業を勧誘するAIFは、違反調書が作成された場合には、法廷で監察官の要求の不可能性を立証すると喧伝し、企業家が起訴されるたびに会員弁護と称して監察局と対立する書類を提示してくると。こうしたAIFの態度は、会員の加入動機とも関連していた。すなわち、1898年労災補償法の規定によって、雇主的「許し難い過失」(faute inexcusable)に起因する労災事故は補償年金の増額や刑事罰の対象とされたため、かかる事態を回避することが企業家のAIF加盟の動機の一つとなっていた。AIF首脳部は、労災防止活動に関して行政当局との協調路線を志向していたものの、労働監察官と日常的に接触する一般会員の間では当局への対抗意識が強かったため、生産現場での会員の要求に対して配慮や譲歩を余儀なくされていた<sup>(29)</sup>。

このように、労働監察局とAIFが対抗関係にある中で、1900年1月19日の商務大臣通達は、労働立法の完全実施に向けて、労働者職業団体との協力関係の構築を労働監察官に要請した。しかし、労働監察局は労働者との連携に消極的姿勢を示し続けた。その一因は、専門的職能集団としての特質に求められる。例えば、1890年代以降、労働監察局の選抜試験が高度な理論的知識を重視する中で、商務大臣は別枠による長期熟練労働者の採用を提言したが、労働監察官の強い支持は得られなかった。監察官自身は労働監察局を技術集団として捉え、その運営には、多様な問題への対処能力を持ち、知識・教育面で雇主に敬意を表される「エリート」のみが求められると考えたからである<sup>(30)</sup>。

次に、生産現場での衛生問題について見るならば、産業界の取り組みは相対的に遅れていた。たしかに、労働者の家庭生活の局面では、パテルナリズムにおける「生活の規律化」の一環として衛

---

<sup>(28)</sup> V. Viet, *Les voltigeurs de la République*, Paris, 1994, pp.453-455. なお、すでに「工場で雇用される児童および未成年女子の労働に関する1874年5月19日の法律」が、児童労働者向けの衛生・安全措置に関する労働監察を規定していたが、対象が児童に限定されていたため、労災事故防止対策の形骸化が指摘されていた。  
*Ibid.*, pp.159-162.

<sup>(29)</sup> 齊藤「第三共和政期フランスにおける労災問題」49-50ページ。

<sup>(30)</sup> 同、51ページ。

生面での監督が積極的に行われていた。例えば、労働者住宅の提供を通じた衛生指導や、救済金庫を通じた健康管理（疾病時の治療や休業補償）などである。しかるに、生産現場での衛生対策に関しては、安全対策ほどの緊急性を要しなかったため、AIF直属の監察員による指導は副次的なものにとどまっていた。衛生問題へのAIFの組織的関与としても、行政当局との連携を通じた「労災事故防止・工業衛生博物館」の設立（1905年）以外に目立った活動は見られなかった<sup>(31)</sup>。

これに対して、行政当局の側では、19-20世紀の世紀転換期以降、工業衛生への関心が高まりつつあった。例えば、専門的な技術知識を有する労働監察官は、1893年法に基づく安全・衛生面での企業監察活動の他に、独自の研究ノートを数多く残している。1914年以前に書かれた130件以上の研究ノートを分類すると、作業場の衛生や浄化技術に関するものが全体の21%と最大の比率を占め、細菌学・工業化学や空気成分測定法などに関する研究も11%を占めている<sup>(32)</sup>。また、1900年には商務大臣ミルラン（A. Millerand）の下で工業衛生委員会（Commission d'hygiène industrielle）が設立された。この委員会は、医師・技師・法律専門家・経営者・労働者などから構成され、行政当局と衛生学者たちを結びつける役割を果たした。1905年にフランスで最初の工業衛生講座が国立工芸学校内部に開設されたのは、この委員会の活動によるものである。ただし、第一次世界大戦以前において、工業衛生に関する行政当局の活動には限界も見られた。例えば行政当局は、有効な統計データの欠如を理由に、有害物質の使用禁止措置には慎重な態度を示し、顕在化する職業病を労災として認定することもなかった。鉛中毒・水銀中毒による職業病が労災認定されるのは1919年、さらに、四塩化エタン中毒・ベンジン中毒・黄燐中毒・放射線障害への労災認定の拡大は1931年を待たねばならない<sup>(33)</sup>。

19世紀末以降の衛生問題への国家介入を促した社会的背景としては、「パストゥール革命」と連帯主義思想の結合が挙げられる。パストゥール（L. Pasteur）による細菌学上の発見は、社会的諸関係に関する新たな認識をもたらした。すなわち、細菌が目に見えない形で人から人へと伝染する以上、諸個人は自らの意思にかかわらず、他者との相互依存関係の中に入り込んでいる。疾病は労災と同様に社会的リスクの一部であるから、リスクに対する集合的な補償が必要とされるのみならず、リスクの最小化＝予防は諸個人の義務と見做される。社会の相互依存関係において、予見能力の欠如は他者への負担をもたらすことになるから、現在や将来を考慮しない行為は、社会的害悪として矯正されねばならないと。かくして、衛生問題が社会改革の文脈で把握された結果、世紀転換期には、国民生活全般に関わる衛生関連の団体が相次いで設立されるとともに<sup>(34)</sup>、公衆衛生は社会秩序維持の一環として国家介入の対象領域となっていく<sup>(35)</sup>。

(31) 大森、前掲書、176-179、182-184ページ; Viet, *op.cit.*, pp.461-462.

(32) その他の分野として、労働条件改善に資する技術・代用品の開発（19%）や機械安全装置（18%）などが挙げられる。*Ibid.*, p.277.

(33) *Ibid.*, pp.274-275, 287-291; S. Buzzi, J.-C. Devinck et P.-A. Rosental, *La santé au travail*, Paris, 2006, pp.12-13.

(34) 例えば、全国結核防衛委員会（Comité national de défense contre la tuberculose）や社会衛生連盟（Alliance d'hygiène sociale）などが挙げられる。

(35) Rosanvallon, *op.cit.*, pp.130-131; Ewald, *op.cit.*, pp.359-363.

### 3 労働者の身体と労働生理学

世紀転換期における公衆衛生の発展は、労働者の身体を新たな視角から捉える実験科学の潮流とも関連している。従来、労働過程の分析では社会科学的手法が用いられていたが、当時のヨーロッパでは、自然科学的手法を積極的に採用した「労働の科学」の展開が見られた。フランスでも、生産技術の高度化とともに、実験と観察に基づいて労働者の身体を解明する試みが注目され始めている。「労働の科学」の特徴は、「人的動力」(moteur humain)として人間の動作を精密に分析する研究手法に求められる。例えばマレー (J. Marey) は、運動学・動力学の観点から人体の運動を考察し、シヨヴォー (A. Chauveau) は、熱力学の理論に基づき筋肉運動の分析に取り組んだ。さらにイタリア人モッソ (A. Mosso) が、指の筋肉に関してエルゴグラフ (筋収縮時の作業を記録する装置) を用いた実験を行い、生理学の観点から人体の「疲労」過程に着目することで、「労働の科学」は新たな段階に入った。すなわち、労働者の身体能力の分析を主眼とする労働生理学の展開である<sup>(36)</sup>。

労働生理学者の代表的人物として、モンペリエ大学医学部教授のアンベール (A. Imbert) が挙げられる。1903年の衛生・人口学国際会議において、彼は職業的疲労に関する研究への支援を各国政府に勧告するよう提案し、その提案は総会において採択された。彼自身は、労働監察官のメストル (Mestre) とともにエロー (Hérault) 県の労災統計を分析し、労働疲労と労災発生日時との関連や、各業種の「事故の典型」(accident type) (最も頻度の高い事故の内容) を明らかにした。2人は、労働局 (Office du travail) の依頼を受けて、現場での運搬作業の労働疲労に関する研究にも取り組んだ<sup>(37)</sup>。

労働生理学研究で特に注目に値するのは、労働者の身体的疲労の観点から労働時間の短縮や法的規制の有効性を導き出し、「経済的近代化」の理念を提示したことである。アンベールは、時短に伴う生産性上昇が実験科学によって実証される可能性を示すとともに、労働疲労の軽減に資する新型機械の導入を評価し、機械化の推進を社会進歩の手段として捉えた<sup>(38)</sup>。また彼は、労災事故の研究を通じて、労災問題対策の内に労働時間規制の積極的根拠を求めた。すなわち、労災事故は社会の総エネルギーの減少として把握されるから、労災事故を減らすことは社会全体に関わる問題である。労災事故件数と労働時間は密接に関連しており、労働時間規制によって労災事故を減少させることが可能なことから、政府は労働時間の領域において詳細にわたり直接的に介入する権利と義務を有すると。こうした見解は他の労働生理学者たちによっても共有されていた。例えばロフェー

<sup>(36)</sup> A. Rabinbach, « The European Science of Work: the Economy of the Body at the End of the Nineteenth Century », S. L. Kapla and C. J. Koepf (ed.), *Work in France*, New York, 1987, pp.475, 482-489; G. Ribeill, « Les débuts de l'ergonomie en France à la veille de la Première Guerre mondiale », *Le mouvement social*, no.113, 1980, pp.3-4, 9-14.

<sup>(37)</sup> 齊藤「第三共和政期フランスにおける労災問題」54ページ；齊藤佳史「第三共和政期フランスにおける労働局と社会改革」(『歴史と経済』第190号, 2006年) 56ページ。

<sup>(38)</sup> 同, 56-57ページ。

ル (R. Laufer) は、労働時間規制の根拠を社会の総エネルギー保全行為に求め、政府の具体的な規制行為に合理性を与えるものとして労働生理学を位置づけた。さらに彼は、「労働割当量」(ration de travail: 人間の力の正常かつ系統的な使用と合致した労働量) の観点から8時間労働<sup>(39)</sup>の合理性を説き、労働時間規制の先に機械化の推進や労働生産性の上昇を展望した<sup>(40)</sup>。

労働時間と生産性の点から見ると、20世紀初頭のフランスでは、作業時間測定方式に基づくテイラー (F. W. Taylor) の「科学的管理法」が紹介・導入され始めていた。「労働の科学」とテイラー主義は、生産力主義や人体の合理的使用といった共通点を有していたものの、概してフランスの労働生理学者たちはテイラー主義に対して批判的見解を示した。アマール (J. Amar) は、「疲労」を考慮に入れた修正を条件として、テイラー・システムの有効性を示唆したものの、アンベールやライ (J.-M. Lahy) は同システムの負の側面を強調した。アンベールは、テイラー・システム導入に対するフランスの労働者の反発<sup>(41)</sup>に理解を示しつつ、システムの問題点として「一般利益」(intérêt général) の欠如を指摘する。すなわち、生産量増大に伴う賃金上昇や消費者利益の増大がいかに唱えられようとも、そのシステムは雇主の利益の増大を究極の目的としている。特定の個別企業の繁栄ではなく、社会的進歩の実現が目指されない限り、テイラー・システムを採用すべきではないと。またライは、テイラー・システムが労働者を「チェス盤の駒」と見做していると批判した。彼は、テイラーの産業心理学的考察の欠落をも指摘し、科学的管理法における上意下達方式の単調な作業が労働者の創造性を失わせると主張した<sup>(42)</sup>。

実験科学の客観性を主張する労働生理学者たちは、労働者の身体的疲労に関する研究が労使協調や社会平和の実現に寄与すると考えており、彼らの主張は、第三共和政下の社会改革の中で確実に存在感を増しつつあった。その一つの表れが、1913年5月17日のデクレによって労働省内部に設置された「労働者・農民家庭における職業労働生理学、生活環境、職業的適性および職業養成に関する研究計画準備委員会」である。労働大臣シェロン (H. Chéron) の下で組織された委員会は、生理学的研究に関わる第1小委員会と統計・調査に関わる第2小委員会に分けられ、前者にはアンベール、ショヴォー、アマールなどが参加していた。第1小委員会での報告を求められたアンベールは、将来的に必要とされる研究分野(栄養摂取、疲労と休息、労働強度、テイラー・システム、女性・児童労働、職業技術など)を列挙した上で、資本と労働の対立の解決に向けて、労働生理学の活用を提言した。アンベールによれば、「労働と賃金の均衡」という原則に異議を唱える者はいないが、この原則を用いる前提としては、労働の測定方法を知ることが不可欠である。労働者自身は

<sup>(39)</sup> 1880年代以降、労働組合によって掲げられた8時間労働の要求は、1904-1905年頃を境に「単なるスローガン」から「真の要求」へと変化しつつあった。1904-1905年を起点とする労働運動の時短運動は1919年8時間法の成立に帰着する。この点については、廣田功「20世紀初頭フランス労働運動の労働時間短縮運動」(佐藤清編『フランス—経済・社会・文化の位相』中央大学出版部, 2005年)を参照せよ。

<sup>(40)</sup> 齊藤「第三共和政期フランスにおける労災問題」55ページ。

<sup>(41)</sup> 1908年にテイラー・システムを採用したルノー自動車工場では、1912年から1913年にかけて「時間測定法」の全廃を要求する大ストライキが発生した。

<sup>(42)</sup> Ribeill, op.cit., pp.31-33; Rabinbach, op.cit., pp.510-511; 齊藤「第三共和政期フランスにおける労働局と社会改革」57ページ; 原輝史『フランス資本主義研究序説』日本経済評論社, 1979年, 127-128ページ。

体内の感覚によってのみ労働を判断するのだから、労働の測定には機械的観点のみならず生理学的観点をも導入すべきである。とりわけ、現場での「労働と賃金の均衡」を疑問視するストライキの解決のためには、最も確実かつ公正な生理学的データを用いることによって、当事者の間に遺恨のない「科学的仲裁」が可能となるであろうと<sup>(43)</sup>。

## おわりに

本稿の目的は、工業労働や労働者の身体をめぐる諸問題を労働・社会政策の文脈で把握し、フランスの工業化過程における国家介入と自由主義の関係や、国家と産業界の関係を検討することであった。最後に、以上の考察で明らかになった点を確認しておきたい。

まず、19世紀前半の公衆衛生学は、産業革命下の工場労働者の健康状態に着目したものの、社会的貧困の要因を個人の精神的様態の問題に帰するとともに、改善策を雇主＝支配階層によるモラル化に求めた。当時の公衆衛生学は、社会問題に関して七月王政下のポリティカル・エコノミーと認識を共有していたため、産業界の活動を制限する提言には慎重な立場をとり続け、成人労働者の身体的改善のために法的規制を検討することはなかった。かかる状況下で制定された1841年児童労働法は、将来の人材育成という点で自由主義経済学者の支持を得る一方で、社会問題に対する社会的経済の立場からの解決策をも表現していた。この時期の社会的経済は、市場の混乱や社会的公正の欠如といった観点から自由放任主義やポリティカル・エコノミーを批判し、労働者の社会的生存保障に向けて、階層的な社会関係に基づく中間団体の再編を志向した。

産業革命完了後、大不況の影響で階級分化が進行すると、第三共和政期には労働者の身体をめぐる諸問題への国家介入が活発化する。労災補償問題においては、法制化を通じた国家介入と産業界主導の協同組織活動の対抗が看取された。1898年労災補償法制定の思想的背景としては、連帯主義とパトロナージュ論の存在が指摘される。19世紀後半に登場する前者は、利益とリスクの相互化に公正実現のための準拠を見出し、社会的リスクに対する集団的保険の組織化を諸個人の義務と見做した。これに対して、七月王政期の「社会的経済」思想を継承する後者は、企業内の階層的関係に基づく社会平和の実現手段として労災補償制度を位置づけた。両者は、リスク概念の射程や保険組織化の意義に関して異なる立場にあったものの、相互扶助原理に基づく自律的な中間団体を志向する点で一致し、連帯主義は20世紀以降の社会的経済に新たな意味を付与していく。他方、生産現場での安全・衛生問題について見ると、安全問題では行政当局と産業界が緊張関係にあったのに対して、衛生問題では行政当局の関与が先行した。後者に関しては、パルトゥール革命と連帯主義思想が結合された結果、予防行為が諸個人の義務と見做され、国家による社会秩序維持と公衆衛生概念が結びつけられた。

さらに19-20世紀の世紀転換期には、公衆衛生の展開と並行して、労働者の身体を実験科学の視角から解明する労働生理学の台頭が見られた。労働生理学者たちは、労働疲労や労災事故の分析を通じて時短の有効性を導き出し、労働時間の法的規制の先に機械化の推進や労働生産性の上昇を展

---

(43) 齊藤「第三共和政期フランスにおける労災問題」55-56ページ。

望していた。彼らはテイラー主義と一線を画しつつ、第三共和政下の社会改革論として社会平和の実現と経済的近代化の推進を連関づけた。

こうして見ると、19世紀フランスの工業化過程において、工業労働をめぐる諸問題への介入や制度的対応は、社会的経済との関連で把握され得る。フランス市民革命後、個人と国家が直接に対峙する状況下で、社会的経済は、労働者の生存保障の観点からポリティカル・エコノミーとの対抗関係に立つとともに、近代社会における中間団体再編の思想的支柱として機能した。20世紀以降も、社会的経済は複数の思想的潮流の相互作用による変容を遂げながら、フランスの社会経済制度において重要な役割を担い続ける<sup>(44)</sup>。他方、20世紀初頭に労働生理学が提示した経済的近代化の理念は、自由主義と国家介入の関係を新たな視角から捉え直した点で注目に値する。フランス産業界での近代化・合理化の遅れゆえに、経済的近代化論は両大戦間期の社会経済問題を考察する上での鍵となるであろう<sup>(45)</sup>。

(さいとう・よしふみ 専修大学経済学部准教授)

---

(44) ゲランは、社会的経済の歴史的起源として、①社会主義、②社会キリスト教主義、③連帯主義、④自由主義の4つの潮流を指摘している (Gueslin, *op.cit.*, p.4)。彼の分類に従うならば、本稿で言及した「社会的経済」思想は、主に社会キリスト教主義の流れを汲んだものであり、社会的経済の概念を総体として捉えたものではない。なお、現代的視点から社会的経済を論じた研究として、C. Vienney, *L'économie sociale*, Paris, 1994; D. Demoustier, *L'économie sociale et solidaire*, Paris, 2001.

(45) 両大戦間期の「近代化」をめぐる問題に関しては以下を参照せよ。R. F. Kuisel, *Capitalism and the State in Modern France*, Cambridge, 1981; 廣田功『現代フランスの史的形成』東京大学出版会、1994年。